

(趣旨)

第1条 この規則は、北谷町西海岸地区の快適な環境づくり条例(平成21年北谷町条例第24号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(快適な環境づくり指導員)

第2条 条例第12条の規定による指導及び勧告、第13条の規定による命令並びに第15条の規定による過料の処分に係る事務を行わせるため、快適な環境づくり指導員(以下「指導員」という。)を置くことができる。

2 指導員は、町長が委嘱する。

3 指導員は、第1項の事務に従事するときは、快適な環境づくり指導員証(第1号様式)を携帯し、関係人の請求があるときはこれを提示しなければならない。

(指導及び勧告)

第3条 条例第12条第1項の規定による指導は、口頭により行うものとする。

2 条例第12条第2項の規定による勧告は、勧告書(第2号様式)を交付して行うものとする。

(命令)

第4条 条例第13条の規定による命令は、命令書(第3号様式)を交付して行うものとする。

(弁明の機会の付与)

第5条 町長は、条例第15条の規定により過料の処分をしようとするときは、当該処分を受ける者に対し、あらかじめ告知書(第4号様式)によりその旨を告知し、弁明の機会を与えなければならない。

2 前項の弁明は、弁明書(第5号様式)の提出又は口頭により行わなければならないものとする。

(過料処分)

第6条 条例第15条の規定により過料の処分をしようとするときは、過料処分書(第6号様式)を交付して行うものとする。

2 条例第15条の規定により科する過料の額は、2,000円とする。

3 前項に規定する過料の納期限は、当該処分の日の属する月の翌月の末日とする。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則(平成22年規則第28号)

この規則は、平成22年12月20日から施行する。

附 則(平成28年規則第11号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行前にされた行政庁の処分又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(平成30年規則第28号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

(表)

		第	号
快適な環境づくり指導員証			
氏名			
写 真			
上記の者は、北谷町西海岸地区の快適な環境づくり条例施行規則第2条第1項の規定による快適な環境づくり指導員であることを証明する。			
年 月 日			
北谷町長		印	

(裏)

1 本証は、快適な環境づくりに関する指導、勧告等を行う場合には、必ず携帯しなければならない。
2 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
4 快適な環境づくり指導員でなくなったときは、直ちに本証を返還しなければならない。

寸法 ： 縦55ミリメートル 横85ミリメートル

第2号様式(第3条関係)

勸告書

第 号
年 月 日

様

北谷町長 印

北谷町西海岸地区の快適な環境づくり条例第12条第2項の規定により、次のとおり勸告します。

1 勸告の内容

2 勸告の理由

第3号様式(第4条関係)

命 令 書

第 号
年 月 日

様

北谷町長 印

北谷町西海岸地区の快適な環境づくり条例第 条の規定に違反しているので、同条例第13条の規定により次のとおり命令します。

1 違反行為の内容

- (1) 日時 年 月 日 時 分頃
- (2) 場所

2 命令の内容

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、北谷町長に対して審査請求をすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、北谷町を被告として(訴訟において北谷町を代表する者は北谷町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日から6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第4号様式(第5条関係)

告 知 書

第 号
年 月 日

様

北谷町長 印

北谷町西海岸地区の快適な環境づくり条例第 条の規定に違反しているので、同条例第15条の規定により、過料の処分を受けることになります。

この処分に先立ち、次のとおり弁明の機会を与えます。

1 違反行為の内容

(1) 日時 年 月 日 時 分頃

(2) 場所

2 弁明書の提出期限 : 年 月 日

3 弁明書の提出先 :

4 口頭による弁明

口頭による弁明を行う場合は、この告知をしたその場所において行ってください。

注1 弁明者は、弁明者の弁明に関する一切の行為を行うことができる代理人を選任することができます。この場合、代理人の資格は書面で証明してください。代理人が資格を失ったときも、書面でその旨を届け出てください。

2 弁明書の提出期限までに弁明書の提出がないとき又は口頭による弁明を行わないときは、弁明の機会を失います。

第5号様式(その1)(第5条関係)

弁 明 書

年 月 日

北谷町長 様

弁明者 住所
氏名
(代理記名者)

北谷町西海岸地区の快適な環境づくり条例施行規則第5条第2項の規定により、次のとおり弁明します。

弁明

- ☐ 告知書の記載事項を認めます。
()
- ☐ 告知書の記載事項に覚えがない。
()
- ☐ 告知書の記載事項は、誤りがある。
()
- ☐ その他()
- ☐ 口頭による弁明

- 注1 弁明者氏名欄には、弁明者が署名し、又は記名押印してください。ただし、口頭による弁明を行う場合は、快適な環境づくり指導員が弁明者に代わり記名するものとする。
- 2 この様式は、過料処分を告知した場所において弁明者による弁明書を受領する場合又は快適な環境づくり指導員が口頭による弁明の記録をする場合に使用するものとする。

第5号様式(その2)(第5条関係)

弁 明 書

年 月 日

北谷町長 様

弁明者 住所
氏名
代理人 住所
氏名

北谷町西海岸地区の快適な環境づくり条例施行規則第5条第2項の規定により、この弁明書を提出します。

- 1 告知を受けた違反行為の内容
 - (1) 日時 年 月 日 時 分頃
 - (2) 場所
- 2 弁明書の提出期限： 年 月 日
- 3 弁明書の提出先：
- 4 弁明の内容

注1 弁明者は、弁明者の弁明に関する一切の行為を行うことができる代理人を選任することができます。この場合、代理人の資格は書面で証明してください。代理人が資格を失ったときも、書面でその旨を届け出てください。

2 弁明書の提出期限までに弁明書の提出がないときは、弁明の機会を失います。

3 弁明者及び代理人の氏名欄には、弁明者若しくは代理人が署名し、又は記名押印してください。

4 弁明書と併せて証拠書類又は証拠物を提出することができます。

第6号様式(第6条関係)

過 料 処 分 書

第 号
年 月 日

様

北谷町長 印

北谷町西海岸地区の快適な環境づくり条例第13条の規定に違反しているので、同条例第15条の規定により、次のとおり過料の処分に処する。

1 違反行為の内容

- (1) 日時 年 月 日 時 分頃
(2) 場所

2 過料処分の内容

処分の内容 別紙納入通知書により、過料として金2,000円を支払うこと。

注 過料については、別紙納付書により納付してください。

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、北谷町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、北谷町を被告として(訴訟において北谷町を代表する者は北谷町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日から6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。